

地域公共交通計画の策定について

1. 地域公共交通計画とは

地域公共交通計画とは、地域にとって望ましい運送サービスのかたちを明らかにし、地域旅客運送サービスの持続的な提供の確保を目的に策定する計画です。

2. 計画の法的位置付け

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第4条において、「市町村は主体的に地域公共交通の活性化・再生に取り組むように努めなければならない」と明示され、地方公共団体による地域公共交通への積極的な関与が求められている。

また、同法第5条において地域公共交通計画が定義されている。

○令和2年11月の法改正により、地域公共交通計画の作成が努力義務化されたほか、バス・タクシーなど従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(福祉輸送、スクールバス等)を総動員する計画とすることが可能となる。

また、定量的な目標設定や毎年度の評価等により PDCA を実施することが位置づけられた。

○現在、国から交付されている乗合運行エビアミー号の運行費補助金を引き続き受ける場合は、新たに策定する地域公共交通計画において、当該運行事業について記載する必要がある。(計画と運行費補助の連動)

3. 地域公共交通計画の記載事項

(1)法定記載事項

①基本的な方針

地域が目指すべき将来像と公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、取組の方向性を記載。

②区域

住民の通勤、通学、買い物といった日常生活に関して形成される交通圏を基本として設定。(御宿町全域を予定)

③目標

定量的な目標(利用者数、収支、行政負担額等)を設定し、データに基づく PDCA を強化。

④目標を達成するために行う事業及びその実施主体

地域における公共交通サービスの全体像を明記し、それぞれの交通モードや路線等ごとの事業・実施主体を具体的に記載。

⑤達成状況の評価

事業実施後、設定した具体的な目標を基に各事業の実施状況を適切に管理(PDCA)できるように評価手法を設定。

⑥計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

(2)その他、可能な限り記載することが望ましい事項

- ①資金の確保に関する事項
- ②都市機能の増進に必要な施設の立地適正化に関する施策との連携に関する事項
- ③観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- ④地域旅客サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

4. 計画策定における留意点

(1)地域課題が的確に把握されているか

(2)都市計画等との各種計画と調和が保たれているか

(3)関係者との協議がなされたものであるか

※法定協議会が組織されている場合は法定協議会における協議がなされていること。

5. 計画策定スケジュール

令和5年3月	第1回 公共交通活性化協議会にて ・計画策定に係る業務仕様書(案)について ・事業者の選定(プロポーザル実施要領、選定委員会設置要領)の決定
令和5年3月	・指名型プロポーザル実施要領により業者通知
令和5年4月	・選定委員会設置要領によりプロポーザル事業者選定に係る審査会
令和5年5月	・事業者決定・契約締結
令和5年6月	第2回 公共交通活性化協議会にて事業者選定結果の報告 ・地域公共交通確保維持事業に係る計画について(デマンド)
令和5年10月	第3回 公共交通活性化協議会にて事業進捗説明・協議
令和5年12月	第4回 公共交通活性化協議会にて計画(案)の協議 ・計画(案)に対する住民意見の募集(パブリックコメント手続き) ・地域公共交通確保維持事業に係る事業評価について(デマンド)
令和6年2月	第5回 公共交通活性化協議会にて計画案の協議・決定(策定)

6. 地域公共交通計画策定に係る事業費

○国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用

事業主体(申請者) 御宿町地域公共交通活性化協議会(補助率 1/2)

事業費(予算額) 7,634千円

【財源】国補助金 3,817千円

町補助金 3,817千円